

令和6年度建設工事入札参加資格審査申請書  
(測量・建設コンサルタント) 記入要領

1 共通事項

- (1) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。
- (2) 数字は、アラビア数字(0、1、2、3)を用いてください。
- (3) 年号の大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRを用いて記入してください。

2 競争入札参加資格審査申請書記入上の留意事項

06, 08 の欄

事実上の本社の郵便番号及び住所を記入してください。

なお、登記簿上の本社と事実上の本社が別住所の場合は、セルの幅を広げ、上段に括弧書きで登記簿上の本社住所、下段に事実上の本社の住所を記載してください。

09 の欄

商号又は名称を記入してください。

10 の欄

代表者の役職及び氏名を記入し、実印を押印してください。氏名については、姓と名の間は1文字開けて記入してください。

11 の欄

申請内容について西条市から問い合わせさせていただくことがあります。内容について回答が可能な者を記入してください。

12, 14 の欄

市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( ) は用いないこと

13 の欄

11 で記載した担当者に繋がる電話番号を記入してください。必要であれば、内線番号も記入してください。

17 の欄

行政書士等が代理申請する場合のみ記入してください。申請者から申請代理人への委任状は不要です。

## 18 の欄

次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。

なお、記載する場合には、添付書類として該当する登録証明書等（写しでも可）が必要となります。また、建築一般を登録希望する場合で、契約締結権限等を支店等に委任する場合は、委任先の建築士事務所登録証明書の写し又は登録通知書の写しが必要です。無い場合は委任ができません。

- (ア) 測量業者 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条による登録を受けている場合。
- (イ) 建築士事務所 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による登録を受けている場合。
- (ロ) 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条による登録を受けている場合。
- (ハ) 地質調査業者 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条による登録を受けている場合。
- (ニ) 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条による登録を受けている場合。
- (ホ) 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条による登録を受けている場合。
- (ヘ) 土地家屋調査士 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 8 条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。)
- (コ) 司法書士 司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 8 条による登録を受けている場合。
- (ク) 計量証明事業者 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 107 条による登録を受けている場合。

## 19 の欄

登記事項証明書に記載されている設立年月日を記入してください。

## 20 の欄

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にチェックを入れてください。

#### 21 の欄

「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の「年月から年月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記入してください。

「②直前2年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「③直前1年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「④直前2か年間の年間平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前期2か年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記入してください。(百円単位は四捨五入)登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」の欄に記入してください。

※建設業、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めない。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績も含める事はできません。

決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記入してください。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。)を含めた実績を記入してください。

#### 22 の欄

審査基準日(提出された財務諸表等の決算日)において常時雇用している職員のうち、専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を記入してください。

1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること。ただし、1人で同一種類である「一・二級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。

#### 24 の欄

「直前決算時」の欄については、審査基準日(提出された財務諸表等の決算日)における自己資本額を記入してください。(千円未満は切り捨て)

#### 28 の欄

外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1 2 3のいずれか)に「○」印を付するとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

「2 日本国籍会社(外資比率:100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

#### 29 の欄

④営業年数は競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てる。）を記入してください。

#### 30 の欄

「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している職員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記入してください。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記入すること。「④計」欄には、①～③の人数の合計を記載すること。（なお、法人における常勤役員の数、個人における事業主は当然に計に含まれる。）「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。

※該当の職員がない場合は「0」を記入する。